

平田国学の明治

— 平田胤雄と本教教会をめぐる —

〔抄録〕

本稿は、平田篤胤の学問、いわゆる平田国学について宗家である平田家に注目し、その明治前半の動向を論じるものである。対象とする明治五年から明治一〇年代は、政府によって近代化政策が推進され、宗教史においては、信教自由の口達、祭神論争、神官教導職分離などを経て価値観が大きく変化するきわめて重要な時期といえる。

一方、平田国学研究においては、明治四年（一八七一）の平田派国事犯事件以降に関する注目度は低く、未だ不明確な点多い。近代への過渡期といえるこの時代に、平田国学の実際は如何

なるものであったのか。本稿ではその手がかりとして、当時の平

田家当主である平田胤雄と、彼が関わった平田神社、本教教会、出版事業などについて検討をおこなう。これにより、鳥崎藤村の小説『夜明け前』に象徴されるような平田派の絶望や落胆だけではない、近代化に柔軟に対応しつつ篤胤の学問の継承を積極的に試みる平田家の姿を明らかにし、平田国学研究に新たな視点を提起する。

キーワード 平田篤胤、平田鍊胤、平田神社、平田派、近代神道

はじめに

本稿は、近世後期の国学者平田篤胤が遺した学問、いわゆる平田国学の明治前半の展開について、その宗家である平田家の動向に着目し論じるものである。

明治期の平田国学は、幕末維新时期に比べ注目度が低いとされてきた。阪本是丸はその要因として、「これまで明治維新以降の国学や国学者といえば、もっぱらその「没落」や時代錯誤性、復古・反動性のみが強調され、見るべきほどの成果はないというのが一般的であった」と指摘し、これを批判している。¹この「没落」の史観を生んだ要

相澤 みのり

因のひとつとされるのが、明治四年（一八七二）の平田派国事犯事件である。

事件によって平田派が政府内から排除されたことは事実であるものの、当時の平田派が皆、政治的主導権の掌握を目的として活動していたわけではない。しかし、同時期の学塾気吹舎の閉鎖、さらには島崎藤村が小説『夜明け前』に描いた主人公のモデル島崎正樹の絶望や狂死、あるいは西洋化への落胆などの複合的な負の印象が、頑迷な復古主義ゆえに近代化に取り残された敗北側として「没落」を補強し、その認識の範囲を広げることになった。

また、明治一三年（一八八〇）に起きた祭神論争では、大国主大神の名を祭神に加えるという出雲派の主張が叶わなかったことが、出雲派を支持した平田派の更なる衰退を印象づけた。ただし、原武史はこれに対して、論争そのものは出雲派が優勢であり、平田派はなお一大勢力を保っていたとして「没落」には否定的な見方を示している。^②

阪本らによる制度史や神道史など広範囲に渡る緻密な論考の功績もあり、^③近年の研究においては特段に「没落」を強調する論考は少なく、今後もこれに囚われない幅広い議論が期待されるが、^④その際には、明治四年（一八七二）以降が等閑視され埋没したままになっていく事実にも、あらためて目を向ける必要があるだろう。この時代の平田国学に関する論述の多くは、祭神論争、教派神道への展開、有力門人の個別研究などで部分的に言及されるにとどまり、平田国学からの主体的な視線で見据える議論は十分とはいえない。

こうしたなかで本稿が着目するのは、死角の中心ともいえる平田宗

家と、当時の当主平田胤雄の動向である。気吹舎の運営や書籍の出版など、近世から長く平田国学の拠点として機能した平田家の明治は、如何なるものであったのか。

明治前半の平田家が注目されてこなかった要因のひとつといえるのが、明治五年（一八七二）の三代延胤の病没である。延胤は二代鏡胤とともに幕末維新期の平田家を支えた有望な継嗣であった。その後明治一九年（一八八六）に、現在四代とされる盛胤（戸沢盛定）^⑤が入家し当主となるが、この間には約十五年間の空白が存在する。この平田家のミッシングリンクともいえる期間に当主を務めていた人物が、鏡胤の末子で延胤の十五歳下の弟、胤雄である。胤雄は明治七年（一八七四）に正式に家督を相続したにも関わらず、先行研究での位置づけは曖昧で長く閑却されてきたといつてよい。数少ない言及をみても、たとえば、宮地正人による胤雄への評価は、病弱で学問が不十分なために気吹舎を継承できなかった人物として概ね低調であるなど、^⑥研究対象としてさほど興味を惹く存在ではなかったと考えられる。

その一方で、宮地らとともに国立歴史民俗博物館所蔵の「平田篤胤関係資料」^⑦（以下、「平田家史料」という）の分析を行った中川和明は、今後の研究課題のひとつとして「明治四年以降の平田家と門人」^⑧をあげ、胤雄の活動への注目を促している。平田国学を理解するうえで、平田家の存在とこの時代の重要性を示唆するものといえるだろう。

明治五年から一〇年代は近世から近代への過渡期にあたり、社会的にも急激な変化と試行錯誤が続く時代である。西洋文明の流入にとも

ない多くの翻訳語が導入され、新たに意識化された価値観が言語によって形成されていくなか、religionの訳語として生成された「宗教」の観念もそのひとつとして注視される。教部省下での大教院の設置と廃止、信教自由の口達、神官教導職分離など、宗教行政は大きく変化し、平田家もこれに呼応するように、明治十一年（一八七八）に平田神社を創建、続けて本教教会という教会組織を創設する。

この一見すると、宗教的な教団化とも思える平田家の動きについて、本稿では先行研究とは異なるあらたな見解を提示する。まず、本教教会創設の真意は篤胤の学問の拡大を企図した、いわば気吹舎の再興ともいべき動きであったことを明らかにし、そのうえで、平田家当主たる胤雄が、学問や「宗教」という認識からなる近代化の事象にどのように対峙したのかを考察する。近代における国学や神道の現場の一例を、実証的に示すものである。

なお、本稿での「平田家」は、単に家族の単位を指すものではなく、平田国学宗家の意を示すものとする。また、「気吹舎」は平田家の家塾あるいは学塾を示す語として用いる。

一 平田派国事犯事件と平田家

胤雄とその時代に関する具体的な検討に入る前に、まずその下地となる明治四年（一八七二）前後における平田家の立ち位置から確認しておきたい。

維新直後の平田家は、鍔胤が内国事務局判事を務め、延胤は神祇官に出仕するなど、明治新政府に活動の場が与えられた。気吹舎の年間

入門者数も慶応三年（一八六七）の二四四人から、明治元年（一八六八）には九八八人にまで増加するなど、平田国学はまさに隆盛の時を迎える。¹⁰

明治三年（一八七〇）一月に大教宣布詔が発せられ、神社をめぐる政府の具体的な変革が本格化しはじめた頃、神祇官の内部では大國隆正の系統である津和野派と平田直系といわれる平田派が激しく対立し、延胤は両者の間で調整役として苦慮していた。対立のおもな原因は東京遷都や大嘗祭の開催要領などに関する意見の相違であったが、延胤自身は、福羽美静ら津和野派による東京への遷都推進や、大嘗祭に際しての従来の様式を必ずしも踏襲しない革新的な方針に反対していたわけではなく、むしろ復古主義を掲げ頑固な態度を崩さない矢野玄道ら平田派の面々に手を焼いていたというのが実際であった。¹¹

その後、明治四年（一八七二）三月二日から二三日にかけて政府内の平田派と彼らの塾生などが一斉に捕縛される（平田派国事犯事件）。津和野派との対立はその主因のひとつとされるが、事件には他にも複合的な要素が多く認められ、全容は未だ明らかになっていない。

この事件によって平田派は政府から一掃されたが、その禍が平田家の延胤に及ぶことはなかった。延胤は明治三年（一八七〇）一二月に神祇権大祐兼宣教判官を御免となっており、事件当時は宮内省で明治天皇の侍講・侍読を務めている。¹²組織図上、宮内省への配置換えは格下げにもみえるが、延胤の日記にこれを不本意とする様子はみられず、また、延胤自身が以前から神祇官の辞職を希望しており、周囲が

これを引き止めていたという経緯もある。こうしたことから、延胤の処遇は平田派の排除と同列に扱われるべきではないと考えられる。¹³

熊澤恵里子は事件に触れた論考のなかで、当時の延胤による「和魂万国才」、すなわち「菅公之和魂漢才の御語を学範と致し、漢才と云も漢土の学計にて八万国を悉く統御之玉ふ皇国にハ不足故、今ハ和魂万国才と申意ニ相学び申候」などの主張に着目し、「先行研究によりすでに固定化した感のある復古主義的な国学とは大きな隔たりがある」と述べている。¹⁴この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえで大いに傾聴すべきであると同時に、平田家と平田派を同視せず、個別に捉える必要性を示唆するものである。

この頃、延胤以外の家族は京都聖護院村に居住しており、鍊胤は平田派国事犯事件直後の明治四年（一八七二）四月にここを訪ねた門人の館松縫殿之助に対して、「東京にて御召捕の者の儀は決して心配致間敷旨、近々薩の大挙も可有之、左候へば右有志輩の存意もここに白日を看る時あるべし」と語っている。¹⁵京都に在りながら事件を把握する鍊胤は、これが長期化するものとは見ておらず、事実、ほとんどの者が数か月程度で謹慎を解かれ、この翌年に神祇省を引き継いだ教部省は、鍊胤の言葉どおり薩摩系の官僚が主導することになる。

平田家が事件を事前に承知していた可能性さえも窺わせる一連の経過については、さらに慎重な検証が求められるが、少なくとも当時の平田家は政府の方針に対立的ではなく、柔軟な態度で政権側と関係を持っていたことが推察される。延胤は事件後も引き続き宮内省で職務を続け、同年九月には七等出仕を拜命、また同じ時期の書簡では「近

来ハ在塾日々通学之生徒も百人ニ近く、第一西京と両処にて彼是不便宜ニも有之¹⁶」と述べているほか、この年の書籍発行部数も前年を上回るなど、事件以降も気吹舎は盛況であった。

しかし、翌年の明治五年（一八七二）正月二十四日、延胤は四五歳で死去する。病気を理由に宮内省に辞表を提出した数日後のことである。有望な継嗣を失った平田家は、御城に近い番町から、隅田川を越えた柳島横川（現在の墨田区）へ屋敷を移し、気吹舎は閉鎖された。¹⁷

この時期に政府内に延胤の名が見えなくなったことは、時間の経過とともに平田派国事犯事件との混同を招き、気吹舎の閉鎖と併せて「没落」の印象を強める要因のひとつになったと考えられる。しかし、生前の延胤は頑迷な復古主義者などではなく、近代化を進める明治政府に対立的な姿勢はなかった。また延胤存命中の短い期間とはいえ、事件後も気吹舎は存続している。ここではあらためて、平田派国事犯事件による排除の対象に平田家の延胤は含まれていないこと、また事件と気吹舎の閉鎖には直接関係がないことを確認しておく。以降の議論はこのような平田家の状況を念頭に進めていくことにしたい。

二 当主、平田胤雄の誕生

延胤没後の平田家はどうのような様子だったのだろうか。「平田家史料」からは、明治五年（一八七二）一〇月より胤雄が神職として実際の神社で活動していたことが確認できる。

柳島横川の平田邸からほど近い向島の牛島神社は、牛頭天王を由来とする須佐之男命を主祭神に祀る神社である。明治に入り社格の制定

によって郷社となった牛島神社は、代々神主を務めた牛島氏が世襲制廃止により罷免され、これに代わって胤雄が祠官に着任した。平田篤胤の系譜で初めての神職である。当時の史料には、それまで牛島神社の祭神にはなかった神々、たとえば篤胤の神学で尊ばれる天之御中主大御神、高皇産霊大御神、神皇産霊大御神などの御札や、鍔胤の筆による「牛島大神」の神号の書などが残る。¹⁸

他方、延胤を失った平田家にとつて懸案となるのは跡継ぎの問題であった。延胤が没した半年ほど後、鍔胤は門人の羽田野敬雄に宛てた書簡のなかで次のように述べている。

一 隠居云々右ハ敏ニ老拙隠居いたし度候へ共、色々面倒なる事有之候ニ付ヤハリ当主ニ而、胤雄を家督ニ相定御届相済居候、青山三男助松と申をもらい置候へ共、未幼年（十四才也）此節洋学為致居候、胤雄事ハ甚虚弱ニ付先当分之積りニ御座候¹⁹

青山三男助松とは、明治三年（一八七〇）一月に平田門人の苗木藩士青山景通のもとから迎えた延胤の養子で、のちに胤通という。平田家は胤通への家督継承を想定していたとみられるが、右の書簡のあと養子縁組は解消され、胤通は青山家に戻っている。胤通の入室当時は並行して胤雄を延胤の順養子に迎えることが話し合われており、平田家では延胤生前から家督継承をめぐる様々な検討がなされていたことが想像される。しかし、胤雄は病弱であったため、胤通が青山家に戻った後しばらくは鍔胤が当主を務めた。

青山胤通はその後、西洋医学を志して帝国大学からドイツへ留学し、近代の医学の発展に大きな功績を残すことになる。伝記では平田

家で国学を学んでいたとされるが、²¹前掲の鍔胤の書簡には「此節洋学為致居候」とあり、平田家が機会を与えた洋学の学びが胤通の医学者への道を開いたとも考えられる。もつとも、篤胤は『志都能石屋』のなかで蘭学の医学知識や方法を評価しており、²²西洋医学への興味の発端が篤胤の学問であったとしても驚きはない。

一方の胤雄は、佐久間糸子という女性と結婚し、明治七年（一八七四）一月には嫡男の千束が誕生する。これを契機として同年二月二十八日に胤雄が家督を相続し、鍔胤は隠居となった。²³ようやくここに、平田家当主たる平田胤雄が誕生する。

糸子の実弟は、キリスト教慈善事業家として著名な原胤昭（母方の原家へ養子）である。²⁴佐久間家、原家とも代々江戸幕府の与力を務めた家柄で、原自身も幕末まで南町奉行所の与力であったが、明治に入るとキリスト教徒となり、東京出獄人保護会などの慈善活動を精力的におこなった。その原が初めて触れた、当時国禁だったキリスト教の書物（『旧約全書』三冊、『新約全書』一冊、『神道総論』三冊、『天道遡原』一冊）は、他でもない鍔胤から借覧したものであったという。

篤胤の神学思想にみえるキリスト教の痕跡や門人の受洗などについては、すでに複数の論考があるが、²⁵平田家当主の義弟が著名なキリスト教徒であるという直接的な関係には、これまで殆ど触れられることがなかった。原による回顧記事などをみる限り、自身の信仰が平田家から問題視されていたとする記録は確認できず、原に貸し出された書物の種類や冊数からは、鍔胤はむしろ原の申し出に好意的に応じたようにさえみえる。同時期に盛んに活動する原と平田家のつながりをも

つと注目されてよいだろう。

三 平田神社の創建

明治八年（一八七五）五月、教部省の配下で三条教則の教化を推進していた大教院が解散し、明治一〇年（一八七七）には教部省にかわって内務省社寺局が設置される。

大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平田邸は播州竜野脇坂侯の隠居所として造営途中だった屋敷を購入したもので、霊社はその三五〇〇坪の敷地の一角に一〇〇〇坪近くの費用をかけて完成した²⁶。それから約三年後の明治十一年（一八七八）五月八日、霊社は官許を得て平田神社と称することとなる。大久保利通が暗殺される数日前のことである。

神社創建の経緯は、霊社への参詣人が多くなったため関係者に相談して願いを提出したものといい、社格は無格社、受持神官は近隣の柳島村天祖神社祠掌の砂原宣久となっている²⁷。官許を願う出る文書には具体的な法令は示されていないが、「平田家史料」に残る文書などから、教部省布達第三八号（明治九年「一八七六」発布）に依拠したものと考えられる²⁸。

当該布達の意図は府県社以下の実態把握、いわゆる淫祠邪教とされるような民俗信仰や迷信の類を排除し、すべての信仰対象を社寺として管理することである²⁹。その文言に「私邸内等二自祭スル神祠佛堂へ衆庶参拜為致候向モ有之」とあるとおり、一般の邸内に自祭する祠などに参拝人が多く訪れ、社寺同然になっている状況に対する政府の規

制であり、平田神社はこれに従って官許を得た結果、篤胤は法令上の祭神となった。

先祖の靈魂について、篤胤は『玉櫛』のなかで「我家わが身に親く付たる神と云は。宗に師の歌に詠れたる如く。先祖たちの靈魂で有りますから」と述べている。ここでの「師の歌に詠れたる如く」とは、本居宣長による「世、の祖のみかげ忘るな代、の祖は己が氏神己が家の神」「父母は我家の迦微吾神と心尽していつけ人の子」などの歌を指すと考えられる³⁰。また、平田神社の前身となる霊社をさらに遡れば、篤胤が屋敷に詠えた「御家之神棚」があり、そこには「神様」と「御霊前様」が別宮で祀られていた³¹。こうしたことから、平田家にとつての篤胤は「我家わが身に親く付たる神」、つまり祖霊としての意味合いが強かったと考えられるが、神社創建は人々により広い意味で篤胤を神として印象づけたことは間違いなく、篤胤の神格化は近代の神社制度がもたらした作用とも解釈できる。

官許翌月の明治十一年（一八七八）六月二三日、平田神社では創建を祝う祭礼が盛大に行われた。徳川慶勝をはじめ教導職も三七〇名あまりが参詣したという華やかな様子は一般紙にも報じられ、また創建の記事は、大内青巒が中心に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大きく掲載された³²。

篤胤には没後に、神祇伯資敬王から霊神号「神靈能真柱大人」（弘化二年「一八四五」）、霊社号「神靈能真柱霊社」（文久二年「一八六二」）が授与されているが、『明教新誌』には、篤胤存命中の天保十一年（一八四〇）に永平寺から諡号「東華大壑居士」が授けられている

旨が誇示されている。あわせて、篤胤の葬儀が秋田の曹洞宗正洞院で営まれ墓碑もその山にあること³³、さらに永平寺第五七世禹隣禪師による『印度蔵志』の序文全文を読み下して掲載するという力の入れようである。篤胤をめぐって仏教側の優位性を顕示するだけでなく、篤胤を称える記述を積極的に読ませようとしていることがわかる。

既知のとおり、篤胤は『出定笑語』などの仏教批判書を著述しており、これに対する仏教者からの反批判の書も複数認められる³⁴。その一方で、「気吹舎日記」には平田家と僧侶らが親しく交流する記述が多く残されており、『印度蔵志』序文や諡号の拝受にあたっては、篤胤本人が永平寺の関係者と事前に面会していた事実も確認できる³⁵。また一時平田家に同居していた鍔胤の実母は、日蓮宗を篤信していたとい³⁶う。

前節の原胤昭との関わりも併せ、異教に対し必ずしも否定的ではない平田家の態度は、篤胤の学問が異教信仰と衝突するものではないと認識されていたことを窺わせる。廃仏毀釈、キリスト教弾圧、神道国教化政策などを平田派の思想と接続する論考や、篤胤の神学を現在のな宗教と同列にとらえ、攻撃的なテキストを根拠に異教との対立を強調する見方からは矛盾しているようにも映るが、世界の普遍を探索する篤胤の姿勢から鑑みれば、平田家の振る舞いを理解することは難しくない。自国の優位性の主張につながる点には注意を要するものの、『鬼神新論』には、仏教が広まったのも神の御心によるものであるから人が仏を祭ることを咎めるべきではないとあり、講本『伊吹於呂志』では、異教を責め立てる訳を「古道ノ眞意バカリヲ申テハ人ノ心

ニ入り兼ル故」と述べ、「不断カヤウ二人ノ氣ニ當ル」ヤ攻撃ヲ申スト云フ訣デハナイ」と残している³⁷。

『明教新誌』の記事に垣間見られるような仏教側からの篤胤への理解や受容の実態は、「近代仏教」を考えるうえで注目されるべきであろう。『印度蔵志』を典型とする、信仰的立場から離れた篤胤の探求は、近代の仏教へ何を投げかけたのか。そして近代の仏教は、篤胤からどのような刺激を受けたのか。明治の平田家とその周辺の様子は、篤胤と異教の関係をめぐる議論の新たな糸口となり得るだろう³⁸。

四 本教教会の創設

平田神社の官許からわずか二か月後、平田家は本教教会を創設する。先行研究において、今日的な意味での教団的な性格の強い組織を形成した、と指摘されている動きである³⁹。

次に示す「本教教会結社之儀願」の一文は、官許の申請にあたって提出された基礎書類の一部である。ここには、本教教会の創設が「教会大意」に則している旨が明示されている。

従来教義宣廣候処、追々信徒之徒有之候ニ付、明治六年旧教部省御許可之上大教院ニ於て頒布相成候教会大意ニ照準シ、本教々々と相称シ兼而御許可相成候本所柳嶋横川町拾貳番地平田神社ニ於て結社仕度、於御庁御差支無之候て御成規之通内務省へ出願仕度候条、御聞届被成下度此段奉願候也

明治十一年七月三日 平田胤雄 印

矢野玄道 印

十条の誓約からなる「教会大意」は大教院から発布され、その基準を満たして教部省が認めたものに「教会」の官許が与えられた。これには「各派従来之弊風改正」のうえで一派の教会として独立させ管理する意図があり、各教会は講社や神社の下部組織という位置づけで認め可されていく。これに対し、平田家の本教教会は異なる手順を経て創設されることになる。すなわち、もともと講社や神社をもたない本教教会は官許を得るにあたり母体が必要であり、そのために教部省布達第三八号を援用し、平田神社を創設した可能性が考えられるのである。

これに関連しては、両者の祭神に不自然な点があることにも着目したい。先行研究では、本教教会の祭神は国学四大人（賀茂真淵・荷田春満・本居宣長・平田篤胤）とされているが、本研究で複数の資料を検証した結果はこれと異なり、祭神は、天御中主神・高皇産霊神・神皇産霊神・天照大神・伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神・皇御孫尊・大国主大神の九柱であると断定できる。次に例示するのは、鏡胤が祭神論争の際に提出した意見書の一部である。

就而は今般御改正之序、四神之外、伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神を奉始、皇孫尊・大国主大神も御合祀被為在候様願上候、既二又篤胤以来之定説を以而、先般結集之本教々会祭神号をも、右之通り相定置申候次第二而、右之外異論無之候⁴²

この事実からは、本教教会が篤胤を祭神とする平田神社を母体としているにも関わらず、双方の祭神の系統はまったく異なるという特異な構図が浮かび上がる。

なぜこのような変則的なたちで本教教会を創設する必要があったのだろうか。本稿ではこの問いについて、平田家の教会創設の目的が、気吹舎の後継ともいえる学塾的組織の復興であったためと考える。次にその理由を述べてみたい。

まず、明治十一年（一八七八）八月六日に許諾を受けた「本教教会規約」の第二條にある、入会者が本教教会に提出する「誓約」をみると、これが気吹舎入門の際の「誓廻詞」を土台にほぼ同じ主旨で作成されていることがわかる⁴⁴。所々の表現は教会という形態に合わせて修正されているものの、中心的な文言「重しみ学ひて神の御道に習ひ」は変わらず、両者の類似性は、本教教会の入会者に求める志が気吹舎門人のそれと同じであると解釈できる。なお、気吹舎「誓廻詞」に「公の御掟に違事無く」とある部分に、本教教会「誓約」では「此の世は更なり幽界に至りても斯道を忘れじ」の文言が追加されている点は目立った更新といえ、篤胤の神学で特に重要とされる幽冥界を意識した思想の表出と見做すことができる。

この当時、鏡胤からは各地に本教教会の支部組織の形成が働きかけられており、地域の門人たちに宛てた、教長・副教長を依頼する書簡が数多く残されている。胤雄は教長を束ねる大教長という位置づけである。ただしこれらの書簡に、いわゆる一教団として教義を共有する信徒の獲得を促す表現はみられず、内容はあくまでも組織的な人事の調整が中心である⁴⁵。

他方、先に示した「本教教会結社之儀願」が、胤雄と矢野玄道の連名で出されている点にも注意したい。矢野は平田直系とされる学者

で、鐺胤の未完の大著『古史伝』の続修を任された人物である。国学の学校設立に熱心で、維新後には鐺胤らと皇学所や大学校設立に尽力した。平田派国事犯事件で一旦は退くものの、謹慎が解けた後はその豊富な知識がかわれ、明治十一年（一八七八）六月には宮内省御用掛に任じられている。本教教会の創設はこの時期に重なり、まもなく矢野による『本教学解』『本教学畧解』が刊行される。出板人は平田胤雄である。

そしてこの二冊の上梓の経緯が、同年十一月に鐺胤から羽田野敬雄に宛てた書簡のなかで、本教教会の創設目的の真意とともに語られている。

種々雑事申上候追々諸方へも申出候所十二八九は承知ニ而都合宜く、乍去即今之景況急速之事ニハ相成申間敷被存候可然御取斗可被下候、講會とハ申候へとも実ハ学事擴充第一之事ニ候へハ、先以本教之趣意知人ハ知居候事申迄も無之候へ共、世俗知らぬ人多く候へバ何卒便利之趣意書上木いたし相弘候事可然と例之懇志相談之上、先日取掛り小（形）本之懐中本ニ相製し手輕ニ相弘申度（撰者ハ矢野ニ託し申候）近々上木相成可申候⁴⁶

鐺胤は「講會とハ申候へとも実ハ学事擴充第一之事ニ候へハ」と述べている。すなわち、本教教会は講會（教会）というものの実は学事を広めることが第一の目的である、と明言しているのである。さらに、本教の趣意を人びとに広めるべく趣意書を上木するとし、続く明治十二年（一八七九）二月の書簡で、それが矢野による『本教学解』『本教学畧解』であると説明する。

○先頃申上候と存候本教学解（十二棧）同畧解（十棧也）以上小本式冊ニ而刻成、矢野ニ頼ミ著述出來製本中ニ御座候、何レ三月初迄ニ数十部差出し可申候、其外学神の摺物も両三種いたし候、右ら廉價ニして世上へ多く相弘申度、尤古橋氏へモ相送り可申候、入料ハ御急ニ不及成候□廣く沢山御弘メ可被下候、本教の名義を弘く衆人ニ知らせ度候故ニ御座候⁴⁷

鐺胤が「本教の名義を弘く衆人ニ知らせ度候」と述べてこたわる「本教」の語は、古事記序文「故太素杳冥因本教而識孕土產嶋之時」から得られたもので、氣吹舎での延胤の肩書は「本教学師範」であった⁴⁸。

五 氣吹舎の後継

ここまで見てきたように、本教教会には学問を重視する氣吹舎の後継組織としての性格が認められる。鐺胤が中津川の門人市岡殷政・政香に宛てた明治十二年（一八七九）九月の書簡にも「此節第一に致すべきは学問也」「何卒善き人々御誘ひ、学問をして時節を得べき事に⁴⁹候」との文言が見え、教会創設から一年以上経ってもなお、その姿勢は変わっていない。

ではなぜこのような動きが氣吹舎の再開ではなく、教会創設へ向かうのであろうか。その答えは、宮地正人による「氣吹舎塾の閉鎖は塾主延胤の死亡と鐺胤の老齡化のためである。博覽強記、神道神学理論・論理の首尾一貫性が鋭く要求され、しかも年輩の有力門人がとりかこむ学塾においては血統は全く意味をもたない。胤雄は病弱であり

塾主たる力量も欠如していると判断した鍊胤は正當にも塾の閉鎖を選
択した。そしてまた既に家塾で神道家を育成する時代でもなくなつて
きた⁵⁰との考察が示しているといえよう。

指摘のとおり、老齡の鍊胤と病弱な胤雄では、多くの門人を寄宿・
出入りさせる運営方法は困難であると想像がつく。これに対し、気吹
舎にはもとより各地域にリーダーが存在しており、入門の紹介や学習
会、書物の注文の仲介などが積極的におこなわれていた。各拠点に教
長を置くという本教教会の支部組織の設置は、このようになかつての気
吹舎のネットワークを再構築する動きとも解釈できる。つまり、本教
教会は気吹舎の学塾機能を政府認可の教会組織の仕組みに乗せたもの
で、「教会大意」という近代化政策の枠組みを狡猾に利用したものと
考えられるのである。

「学制」の発布など、近代的な学校制度によつて学問が公のもとで
管理されるようになったこの時代、神官や教導職育成にあたっては神
道事務局内に生徒寮が設置された。こうした流れのなかで私塾運営の
限界を見極め、当時次々と誕生する教会の勢いやその展開の可能性を
いち早く読み取つたとすれば、見事な算段といえる。組織の分散は力
量不足が懸念される胤雄を援助する術ともなろう。学者であり教育者
であつた矢野もまた、新たな組織形態の可能性を期待していたと考え
られ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定されていた。⁵¹

さらに、平田神社が本教教会の官許のために創建された可能性も強
まる。明治一二年（一八七九）一月時点の『本教学解』巻末の刊行物
一覧では、本教教会に関連するものがいずれも刊行済であるのに対

し、『平田神社縁起』『平田神社畧縁起』は未刊行である。母体である
はずの平田神社の刊行物が後に遅れているのは、本教教会の方が先に
企図されていた証左といえるのではないか。両者の官許が短期間に得
られていない不自然さや、祭神の系統が相違していることも、先立つ目
的が本教教会創設にあつたとみれば理解できる。また、このような手
続き上のテクニカルな行程に、政府内の事情をよく知る門人たちの助
けがあつたことも想像に難くない。⁵²

時勢を見極め法令を首尾よく利用し、気吹舎の機能の再興を目論ん
で本教教会が創設された。洋学や実学が奨励される状況のなかでのこ
の動きは、篤胤が探求した多様な学問が、新しい時代にこそ有用であ
り正しく理解されるべきであるという、平田家の矜持ともいえるだろ
う。同時にこれは、平田家が周囲の教会組織の勢いを十分に把握して
いながらも、宗教性を強めた教団的な展開に直進しようとはしていな
かつたことを意味する。

六 神官教導職分離と本教教会

明治一三年（一八八〇）、神道事務局に新築された遥拝所に奉祀す
る祭神をめぐつて大きな論争が生じる。大国主大神を加えるべきであ
るとする出雲派の千家尊福らと、これを認めない伊勢派の田中頼庸ら
によつて繰り広げられた祭神論争は、神道界を二分する一大事となつ
た。平田家では鍊胤が中心となつて出雲派を支持し、平田門人らもこ
れに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、鍊胤はこの
頃病を患つており、両派對立の只中の明治一三年（一八八〇）一〇月

二五日に八二歳で死没する。その後論争は明治一四年（一八八一）一月に天皇勅裁により決着し、祭神は「宮中ニ被斎祭所ノ 神靈 天神地祇 賢所 歴代皇霊」とされた。このときの神道大會議には胤雄も出席している。⁵³

これに続き、明治一五年（一八八二）一月には、内務省達によって神官（祭祀）と教導職（教義の布教）の兼職が禁止され、神職は葬儀への関与や説教をおこなうことが禁じられた（以下、神官教導職分離という）。神道界にとつて大きな衝撃であり、これを契機に教義や信仰を強く保持する神道別派は相次いで独立することになる。

こうした状況のなかで、鎮胤亡き後の本教教会はどのような道を模索していたのだろうか。同年二月二日付で胤雄から門人の富士万（羽田直秀）に宛てた書簡には次のように綴られている。

一 神官兼職廃止一件何分六ヶ敷様子折合あしく候而困り申候、此上ハ当教会も直轄ニ相成盛大ニいたし候ハんと相談仕居候、中等以上之見込ニ而居候へ共是上ハ中々其位ニ而も難相成と奉存候、御見込候ハ、拝承仕度奉存候⁵⁴

胤雄は神官教導職分離の対応に戸惑いながら、こうなった上は本教教会を直轄教会⁵⁵にして、盛大にしていこうと検討している。しかし状況は混乱していたようである。この書簡の日付の翌日、『太教新報』に本教教会と惟神教会の合併記事が掲載される。

○神宮教會は惟神教會と改稱され又東京神道事務分局に属せし惟神教會と平田家の本教々會とは合併さる、由なり⁵⁶

この後、胤雄は富士宛に二つの重要な決断を示した興味深い書簡を

送っている。決断のひとつは、右の記事のとおり本教教会を惟神教会と合併し、名称を惟神教会とすること、もうひとつは合併後の惟神教会に「本教館」という学校を設置することである。文中に「矢野翁始其有志輩へ相談之上」とあることから、矢野を中心とする門人たちと話し合われたものと想像されるが、文面には胤雄の明確な意思や感情表現がみられる。

一 先般神官教導職分離之儀発令相成、其前戊第壹号布達も有之、右趣意ニ而者最早一宗教と被同視候も同様ニ而、如斯ニ而者各自見込を以而、伊勢者予而之趣意を以而天照大御神をのミ尊敬し、出雲も同様大国主神のミ崇敬し、其余之諸教会勝手ニ致布教候様可相成、当地ニ而者既ニ別派独立願立之向も有之顯然たる事ニ相成候、依而者自然昨春大會議之砌一同協議之上祭神之儀ハ勅諭ニ而被仰出候様奉願候末、勅命を以而堅所天神地祇歴代皇霊等遙拝可仕被仰出一同拝戴仕候も、今日ニ至ルてハ如何可相成哉、万一消滅候様ニ而者実以奉恐入候次第二候、（中略）今日ニ至リ祭神を各自之都合ニよろしき様仕候とハ、上ハ天皇を奉欺、下者良庶を誑惑いたし候ニ而、実ニ恐入候次第と存候⁵⁷

胤雄はまず、書簡の冒頭で神官教導職分離に触れた後、祭神論争の結論を引き、神道大會議で天皇の勅命を一同で拝承したにも関わらず祭神を各自都合よく祀るのは、天皇を欺き庶民を狂惑することであると強く批判する。文中の伊勢と出雲は神道神宮派と神道大社派であるう。

続いて、惟神教会と本教教会の合併について述べられ、その正当性

が主張される。

当地分局二者開局之節、従来之四神奉仕、昨年四月以来昇神社示来ハ遙拝式のミ之外ニ西京元皇学所神殿ニ鎮祭之祭神をも合せて奉祭仕居候、則只今ハ惟神教会之祭神と奉称候、尤も御届濟右神等者即賢所天神地祇歴代皇靈其余ニ学神等を御合祭被為在候事ニ御座候、皇学所御鎮祭ニ付而者、矢野玄道翁并ニ凶父等御尽力ニ而御確定相成候、右様之事ニ候間、既ニ一昨年十二月祭神論沸騰之砌も矢野翁右之御神靈を奉祭仕候様被仰出候様、其筋へ建言も有之候次第ニ御座候、右御神体当地へ御引移相成候儀ハ、尤も確乎たる事ニ御座候へ共御不審ニ候ハ、認メ可差出候、偕又当地分局ニ元皇学所神殿鎮祭之時分結果之惟神教会と称し候教会有之候而、右様之成立故当教会と同主義ニ有之⁵⁸

惟神教会の実態は現時点で明らかではないが、『太教新報』の記事と書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会（＝神宮教会）は、四神（造化三神と天照大神）と皇学所の祭神を祀っていると読める。⁵⁹そのうえで胤雄は、皇学所の祭神確定からの一連の流れを矢野と鍊胤の尽力によるものとして強調し、当然この間に創設された本教教会の祭神も同流にあり、惟神教会は「当教会と同主義ニ有之」として合併に理解を求めている。

ただし、ここで注意したいのは、惟神教会の祭神に大国主大神が列せられていない点である。胤雄は合併を正当化するにあたり、本来平田家があつとも重要視していたはずの大国主大神にはあえて触れず、矢野や鍊胤が主張してきた神々を引き継ぐものであるからなら問題

はない、という理屈を前面に主張する体裁がとられているのである。別の見方をすれば、平田家における神学体系の認識の分岐点を示すものと捉えることができるだろう。平田家の祀る祭神から大国主大神が姿を潜め、宮中に祀られる神々の正統性が強く主張される。その際に天皇勅裁という絶対性の認識が伴っていること、つまり、平田家の当主が勅詔の祭神を遵奉することを明確に支持している点は特に注目すべきである。

中川和明は、祭神論争の際に平田国学の顕幽論が出雲派の根拠であったことをあげ、「平田国学には近代神道の本流とは違った神学体系が開花する可能性があつたことを示唆するであろう⁶⁰」と述べている。前掲の本教教会「誓約」に追加された「幽界に至りても斯道を忘れじ」の文言は、その可能性のわずかな萌芽のようにも思えるが、しかし、惟神教会との合併が検討される段階では、平田家がそれを先導する可能性は極めて薄くなつていたと考えられる。

続いて胤雄からは、両教会の合併後の方針が述べられる。

種々熟考も仕矢野翁始其余有志輩へ相談之上、当教会之名称を廢し惟神教会へ合併、乍恐勅詔之祭神を遵奉今一際盛大ニ結集仕、惟神本教之名称を全くし弥益布教ニ尽力仕度奉存候間、尊君ニも何分御尽力被下他教ニ不被侮候様、尤も当節ニ相成候而者是迄之通り中等以上をのミ結集之都合ニも相運ひ兼可申、自然愚夫愚婦ニも相及び不申ハ難相成、今日之勢ニ右様相談仕去ル八日届書差出申候、且又別ニ惟神教会内へ学校を致設置、右を本教館と称し本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前分資金御座候

間右を以而校費と可致候⁶¹

惟神教会との合併にあたって胤雄は「是迄之通り中等以上をのミ結集之都合ニも相運ひ兼可申」と述べ、これからは愚夫愚婦にも布教をおこなうとしている。裏を返せば、本教教会はそれまで中等以上の人びとのみを対象とし、当時愚民とされる層へ働きかける方針はなかったという意味になるが、これも本教教会を気吹舎の後継組織と捉えれば当然といえよう。

「宗教」は愚民のものという認識があつたこの時代、書簡の冒頭、諸教会が勝手に布教することを批判する文脈で「最早一宗教と被同視候も同様ニ而」と述べる一方で、他教に侮られないようにと愚夫愚婦に対する布教に言及するのは矛盾とも思われる。しかし、この方針転換にあたって「当教会之名称を廃し惟神教会へ合併」と本教教会の名称をあつさり手放すのは、学問を重視する平田家の一貫した態度を表すものとして理解できる。すなわち、「惟神教会内へ学校を致設置、右を本教館と称し本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候」とあるように、本教教会の名称は「本教館」という学校の方へと引き継がれるのである。

九柱の神々を祭神とする本教教会は、近世の気吹舎がそうであったように、信仰と学びとが不可分であった。そこに起こった神官教導職分離は本教教会に「宗教」を意識させ、学事拡充の目的を再認識させた。それぞれの輪郭が明確になるなかでの「本教館」の命名は、「本教」の語が学問とともにあり、平田家のアイデンティティであることの証といえるだろう。

その後の本教教会をめぐる経過は明らかではないが、明治二〇年代の公文書では惟神教会と本教教会が別個に存在していることから、合併は実現しなかったと推察される。ただし両教会とも代表を古川豊彰が務めており、実質的には同体であった可能性も考えられる⁶³。また「本教館」も設立には至らなかつたとみられ、以降の情報は途絶えている。

明治の平田国学に対する視点は様々であるが、鍔胤が据えた「学事擴充第一之事」「本教の名義を弘く衆人ニ知らせ度候」という目的に着目するならば、これを引き継ぐ「本教館」の設立が叶わなかつた明治一五年（一八八二）は、きわめて重要な区切りと考えることができる。本教教会も平田家の手を離れ、顕幽論や創造神などに関する篤胤の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする多様な人々によって展開されていくことになる。

七 印行社の設立と新たな試み

祭神論争決着後の同時並行的な動きとして、もうひとつ注目すべき大きな展開に、胤雄による印行社の活動があげられる。印行社は、明治一四（一八八一）年六月に「本教教会規約」第七條に則って設立された出版事業会社であるが、実際の活動は本教教会内に留まらず、広く一般の神道関係者に向けられている⁶⁴。それまでの木版から近代的な活版印刷も導入された。

印行社からの第一作目の刊行物は、明治一五年（一八八二）の久保季茲『祝詞略解』である。この冒頭にある胤雄による序文には、平田

家と因縁深い鈴木重胤の名が挙げられ間接的に評価がなされているほか、明治一八年（一八八五）には、同じく久保によるキリスト教を批判的に論じた講本『洋教辨略』が刊行されるなど、出版人としての胤雄の新たな試みがみられる点で興味深い。また、矢野玄道門下の木野戸勝隆による『祭式摘要』は、明治一五年（一八八二）に開設された皇典講究所の参考書として紹介されており、他の複数の書物にも同所との関連が多く認められる。

本教教会の事例とは別に、この時期の神道の「教」と「学」は、近代神道史のなかで「教学分離」「祭教学分離」という概念で共有されており、祭神論争の反省から宗教性を制限された神社神道と、近代学術へと連なる「国学」が形成され、神官教導職分離によって「祭祀」「宗教」「学事」の三者が分離されたといわれる。⁶⁶ここでの「学事」とは平田門人らが中核となる皇典講究所を指しており、その教本には篤胤の書物も多く採用された。小林健三はこれを、平田国学の文献学的方面を継承するものとして「新時代に適合する新しい学問体系を樹立した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能性が示されている。⁶⁶

また、近年研究が進む「近代仏教」の定義では、メディアの拡大や大学制度の創設と学術の発展、という重要な指標が提示されており、吉永進一による「仏教の近代化とは、仏教が（日本の）寺院から出て行く過程だと言ってもいい」との見解は特に興味深い。⁶⁷皇典講究所をめぐる印行社の活動は、学問、出版に関わる要素としてこれらの指標に合致するものといえ、「近代神道」について議論を進めていくうえ

で、胤雄とその周辺の動向には多くの論点を見出すことができるのである。

一方、平田家の目線で考えれば、もとより気吹舎には神社や神職を持たない「学問としての神道」の自立した場ともいえる一面があり、そこには旺盛な出版活動がともなっていた。動画や音声媒体のない時代に、講本という手法で遠隔地にまで篤胤の肉声を届けようとしたことは、当時できうる限りのメディア戦略といってもよいだろう。つまり、ここでいわれる近代化の指標の一部は、近代以前からすでに気吹舎に存在していたとも解釈できる。平田国学を主体に論ずるうえで、篤胤や門人たちが培った気吹舎の遺産が、明治五年（一八七二）の閉鎖を超えていかに展開されるのかという、地続きの課題としても認識する必要があるだろう。明治の平田家はどのような可能性を見据えて印行社を設立したのか。これを理解するためには、より多角的な視点が求められる。

おわりに

本稿では、明治前半の平田家および平田胤雄の動向を追いながら、活動の中心ともいえる本教教会に気吹舎の学塾的性格を指摘し、その創設が政府の近代化政策を巧みに利用したものであったことを明らかにした。本教教会の活動実態には不明な点が多く、かつての活況の再現が叶ったとは到底言い難いものの、少なくとも、明治五年（一八七二）で気吹舎が終焉を迎え平田家の家塾は断絶したとの認識は再考されるべきである。

平田家には明治に至ってもなお多くの情報が集まり、近代化に対する絶望や落胆という従来の印象とは異なる視野の広さが認められる。明治十一年（一八七八）の鎮胤の書簡には「一教義ニ関する新聞之事承知いたし候」として、「神道事務局ニ而出来候新聞 開知新聞、仏之方ニ而出来候ハ 明教新誌、耶蘇教之方ニ而出来候ハ 七一雜報⁶⁸」と書かれた付箋があり、当時勃興した新聞を通じて、異教に関する最新の情報が把握されていたことがわかる。我々の研究も、近代の仏教やキリスト教などの動向と併せて検討すべきであることは言うまでもない。

その一方で、胤雄を取り巻く現実には神道事務局を中心とした神道の世界にあった。そこではあらたに登場した「宗教」という觀念が、「宗教臭気」「宗教同視ノ汚辱」などの表現であからさまに蔑視されていたが、傍らでは、のちに内務省宗教局の管轄となる神道別派の独立が進み、本教教会も行く末の選択を迫られる。現代の我々が検討する神道・宗教・学問などの問題に、胤雄は現実の当事者として対峙し、難しい舵取りを迫られていたのである。「宗教」とは何か、偉大な祖父篤胤が遺したものは果たして「宗教」なのか、天皇勅裁は如何に受け止めるべきなのかと、懸命に思考を巡らせる姿が浮かぶ。また、明治の平田国学の中核となりえたはずの本教教会が平田家の手を離れたことが、篤胤の学問の個別的発展に如何に接続されるのか、という点も興味深い。これらはいずれも平田胤雄の存在を無視しては議論できない課題である。

筆者は引き続き印行社に関する分析を進め、近代の平田国学につい

て理解を深めていきたいと考える。その際には僻見を拭い、結果から遡及するのではなく、近世や幕末からみた未来として近代を位置づける視点を持つことが肝要であろう。明治の平田家からは、近代化としての一義的な批判だけではない、多様な「近代」の可能性を窺い知ることができるのである。

〔注〕

- (1) 阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）三三頁、一一―一二頁。高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」（『ヒストリア』一〇四号、一九八四年）などの論考を批判。
- (2) 原武史『「出雲」という思想——近代日本の抹殺された神々』（講談社、二〇〇一年「初版一九九六年」）一七九頁。教説上の対立点の検討では、両者痛み分けとの見解も示されている（武田幸也「祭神論争における『伊勢』と『出雲』」（『國學院大學研究開発推進機構紀要』第七号、二〇一五年、九八頁）。
- (3) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）ほか。
- (4) 三ツ松誠「平田神学の遺産」（『宗教研究』九二巻二輯、二〇一八年）参照。
- (5) 本稿【資料】平田家略家系図参照。『明治維新と平田国学』（国立歴史民俗博物館、二〇〇四年）一〇頁。渡邊金造『平田篤胤研究』（鳳出版、一九七八年「初版一九四二年」）五一―八頁。
- (6) 宮地正人『歴史のなかの「夜明け前」——平田国学の幕末維新』（吉川弘文館、二〇一五年）二六七頁、三九二頁。
- (7) 『国立歴史民俗博物館研究報告』「平田国学の再検討」（一）第一二二集、二〇〇五年・（二）第一二八集、二〇〇六年・（三）第一四六集、二〇〇九年・（四）第一五九集、二〇一〇年。
- (8) 中川和明『平田国学の史的研究』（名著刊行会、二〇一二年）三九四―三九五頁、四〇二頁。

- (9) 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜——宗教・国家・神道』（岩波書店、二〇〇三年）。
- (10) 吉田麻子『知の共鳴——平田篤胤をめぐる書物の社会史』（ぺりかん社、二〇一二年）二二〇頁。
- (11) 両親宛平田延胤書簡「(一五) 明治三年五月九日付書簡」・「(五八) 明治三年十二月四日付書簡」(前掲報告書(7) 第一二八集、四三五頁・四九一頁)。「(七八) 明治三年八月十三日付平田延胤書簡両親宛」(二四―二五)。(前掲報告書(7) 第一二二集、二二二頁)。
- (12) 『気吹舎日記』(前掲報告書(7) 第一二八集) 三九六―三九八頁。
- (13) 安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年) 一七九頁参照。
- (14) 熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究——近代学校教育の生成過程』(風間書房、二〇〇七年) 四七一―四七四頁。
- (15) 宮地前掲書(6) 二六六頁。
- (16) 両親宛平田延胤書簡「(六一) 明治四年日付不明書簡(秋頃カ)」(前掲報告書(7) 第一二八集、四九三頁)。
- (17) 国立公文書館「宮内省七等出仕平田延胤辞表ノ件」明治五年一月(任 A―〇〇〇〇四一〇〇―〇四二〇〇)。「⑤明治五年八月一日付胤雄・鍬胤から栄樹様・平武様宛」(田崎哲郎編著『三河地方知識人史料』岩田書店、二〇〇三年、三四八―三五四頁)。
- (18) 「牛嶋御社其外近年板下之書」(国立歴史民俗博物館所蔵「平田篤胤関係資料」(以下、歴博所蔵とする) H―一六一五―八―二―二九)。「牛島大神」(歴博所蔵 H―一六一五―四―三―六九―二二三)。「諸社格調并請書」(社寺課) 明治五年壬申ヨリ甲戌ニ至ル(東京都公文書館所蔵)。
- (19) 「⑤明治五年八月一日付胤雄・鍬胤から栄樹様・平武様宛」(田崎前掲書(17) 三四九頁)。なお、史料引用に際しては、適宜読点等を補い、追記等はカッコ内に示した。また、送り仮名部分の漢字表記はかなに改めた(以下同様)。
- (20) 両親宛平田延胤書簡「(三) 明治三年四月八日付書簡」(前掲報告書(7) 第一二八集、四二四頁)。
- (21) 鶴崎熊吉『青山胤通』(青山内科同窓会、一九三〇年) 二二―二三頁。
- (22) 平田篤胤『志都能石屋』下(板本、一八一一年) 一四丁ウラ。
- (23) 「平田千束命名書」明治七年二月四日(歴博所蔵 H―一六一五―三―一三―四―八三三)。「父鍬胤家督の申付書」明治七年二月 H―一六一五―四―六―四三―四)。「鍬胤隠居許可書」明治七年二月(歴博所蔵 H―一六一五―四―六―四二―一〇)。
- (24) 片岡優子『原胤昭の研究——生涯と事業』(関西学院大学出版会、二〇一一年)。「福音新報」第一九一五号、昭和七年六月九日。
- (25) 村岡典嗣「平田篤胤の神学に於ける耶穌教の影響」『日本思想史研究(増訂版)』(岩波書店、一九四〇年「初版一九二〇年」)。嶋田彩司「国学とキリスト教——松山高吉の場合」(『明治学院大学キリスト教研究所紀要』第五二巻、二〇二〇年) ほか。
- (26) 「⑤明治五年八月一日付胤雄・鍬胤から栄樹様・平武様宛」(田崎前掲書(17) 三五二―三五四)。
- (27) 遠藤潤「教祖論・教団論からみた平田国学——信仰・学問と組織」幡鎌一弘編『語られた教祖——近世・近現代の信仰史』(法蔵館、二〇一二年) 二五六頁。「平田神社明細書」明治二年五月(歴博所蔵 H―一六一五―一―二七〇―一―一〇)。
- (28) 「葉書 平田神社創建年月の件」(歴博所蔵 H―一六一五―五―三―一―一六) ほか。
- (29) 河村忠伸『近現代神道の法制的研究』(弘文堂、二〇一七年) 一四三―一四七頁。
- (30) 平田篤胤『玉櫛』十之巻(板本、一八六九年) 七丁ウラ。宣長の歌は『玉銚百首』(『本居宣長全集』第十八巻、筑摩書房、一九七三年) 三二五頁(一部をかにならへ)。遠藤潤『平田国学と近世社会』第五章「日本社会における神と先祖」(ぺりかん社、二〇〇八年) 参照。
- (31) 両親宛平田延胤書簡「(四三) 明治三年九月一九日付書簡」・「(四五) 明治三年十月七日付書簡」・「(四六) 明治三年十月十四日付書簡」(前掲報告書(7) 第一二八集、四六九頁・四七二頁・四七五頁)。

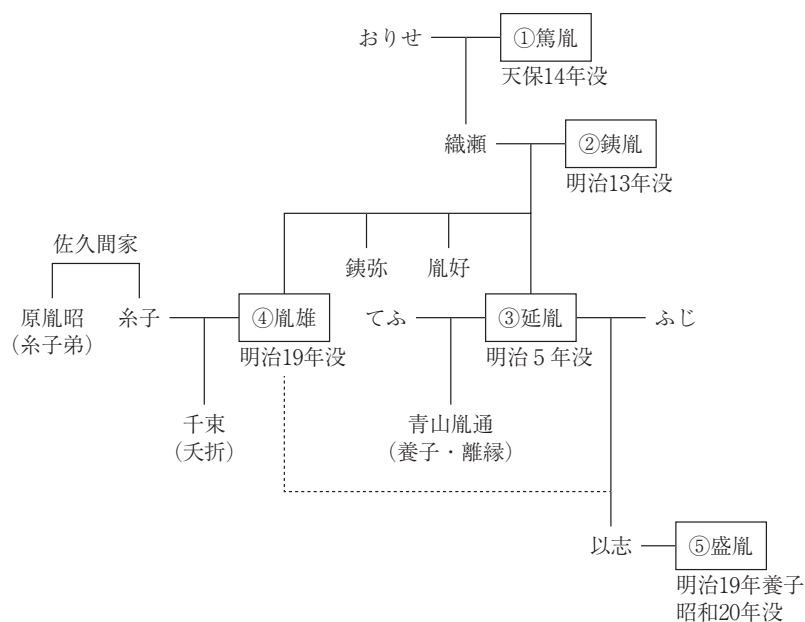
- (32) 『読売新聞』明治十一年六月二五日朝刊。『明教新誌』明治十一年五月一日「雑報」。
- (33) 実際の篤胤の葬送は神式に近い方法だったとされる。天野真志「秋田藩士井口宗翰『寛斎雜記』と気吹舎情報」(『東北文化研究室紀要』第七七巻、二〇一六年、三頁) 参照。
- (34) 中川前掲書(8) 一〇六一―一〇九頁。遠藤潤「幕末における国学・仏教と国家——平田国学の仏教批判と仏教からの反批判」(『國學院大學大學院紀要——文学研究科』第四七輯、二〇一六年)。
- (35) 『気吹舎日記』天保十一年一月四日・二二日条(前掲報告書(7) 第一二八集、一五二頁)。
- (36) 宮地前掲書(6) 三九二頁。
- (37) 平田篤胤『鬼神新論』(板本、一八六五年) 二九丁ウラー三〇丁オモテ。同『伊吹於呂志』下(板本、一八六二年) 一丁ウラー二丁オモテ。
- (38) 吉田麻子前掲書(10) 三九八頁。山下久夫「平田篤胤の仏教——世界像の変容の中で」(『現代思想——仏教を考える』青土社、二〇一八年) ほか参照。
- (39) 遠藤前掲論文(27) 二五九頁。
- (40) 『本教教会願書一括』(歴博所蔵 H—一六一五—三一八—二—一八)。
- (41) 見城悌治「明治の平田鏡胤と平田神社——福住正兄宛書簡から見たる」(『日本思想史研究会会報』一二号、一九九五年) 三二頁。遠藤前掲論文(27) 二五九頁。
- (42) 藤井貞文『明治国学發生史の研究』(吉川弘文館、一九七七年) 六六頁。
- (43) 『本教教会規約』(沼津市明治資料館所蔵「三津羽田家・河内海瀨家文書」E15)。
- (44) 『誓詞案(気吹舎入門)』(前掲史料(43) E23)。本教教会「誓約」の文案は「本教教会規約」(前掲資料(43) E15) に収録。
- (45) ⑦「年欠——一八七八年」寅八月三十一日(見城前掲論文(41) 三一頁)。「史料23富士万宛平田鏡胤・胤雄書簡」明治十一年九月一八日付(樋口雄彦「伊豆における平田派国学門人の一動向——羽田直秀(富士万)宛平田鏡胤書簡の紹介から」『沼津市博物館紀要』第一三三号、一九八九年、一四―一五頁。前掲史料(43) I27) ほか。
- (46) ⑩寅(明治十一年一月四日付 加年胤から佐加喜様宛)(田崎哲郎「史料紹介 平田家から羽田野敬雄宛書簡」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第五〇号、二〇〇五年、一九〇―一九一頁)。
- (47) ⑭(明治十二年)二月廿六日付 鏡胤から神木君宛(田崎前掲論文(46) 一九三頁)。
- (48) 越智通敏『矢野玄道と本教学』(錦正社、一九七一年) 一二三―一二四頁。「入塾生徒人名書上」(歴博所蔵 H—一六一五—一—二七〇—一一)。
- (49) 宮地前掲書(6) 二六八―二六九頁。
- (50) 宮地前掲書(6) 二六七頁。
- (51) 矢野太郎『矢野玄道』(愛媛縣先哲偉人叢書第一巻)(愛媛県教育会、一九三三年) 二七八頁。
- (52) 教部省に出仕した平田門人の井上頼圀は他教会の官許手続きにも助言を行っている。齋藤公太「国家神道と教派神道」島蘭進ほか編『近代日本宗教史第二巻 国家と信仰——明治後期』(春秋社、二〇二一年) 参照。
- (53) 藤井前掲書(42) 六四三―六四五頁。
- (54) 『史料32 富士万宛平田胤雄書簡綴②』明治十五年二月二日付(樋口前掲論文(45) 二二頁。前掲史料(43) I39②)。
- (55) 直轄教会は別派独立の前段階とも位置づけられる。常世長胤「神教組織物語(中之巻)」(『宗教と国家』(日本近代思想大系五)、岩波書店、一九八八年) 三九七―三九八頁ほか参照。
- (56) 『太教新報』第九二号、明治二十五年二月二日「雑報」。
- (57) 『史料29 富士万宛平田胤雄書簡』明治十五年三月二十九日付(樋口前掲論文(45) 一九―二〇頁。前掲史料(43) I33)。
- (58) 前掲史料(57)。

- (59) 当該書簡に、惟神教会会長の本居豊穎の辞任にともない後継として胤雄が選出されたとあるが、惟神教会の実態は不明点が多く調査を要する。皇学所祭神は、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集 四 明治維新と教育』（吉川弘文館、一九八七年）三五九―三六〇頁。ここに示される皇学所の祭神に大国主大神は含まれていない。
- (60) 中川前掲書（8）四〇五―四〇六頁。
- (61) 前掲史料（57）。
- (62) 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（前掲書（55））五四―五四五頁。
- (63) 「神道教院教会名簿」（第三課社寺掛）明治二六年一月改（東京都立公文書館所蔵）。
- (64) 「印行社設立廣告」『太教新報』第七号、明治一四年六月五日。
- (65) 藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、二〇〇七年）二一六―二一七頁。
- (66) 小林健三『平田神道の研究』（古神道仙法教本庁、一九七五年）八二―八三頁。
- (67) 吉永進一「はじめに」大谷栄一ほか編『近代仏教スタディーズ―仏教からみたもうひとつの近代』（法藏館、二〇一六年）v―ix頁。
- (68) 「史料24富士万宛平田鏡胤書簡」明治一一年一〇月一九日付（樋口前掲論文（45）一五頁。前掲史料（43）I 28）。
- (69) 前掲資料（56）「社説」ほか。

（あいざわみのり 佛教大学文学研究科研究員）

（指導教員…斎藤英喜 教授）

二〇二一年九月二十七日受理



渡邊金造『平田篤胤研究』（鳳出版、1978年 [1942年初版]）518頁
「平田篤胤略系譜」をもとに作成。

【資料】 平田家略家系図